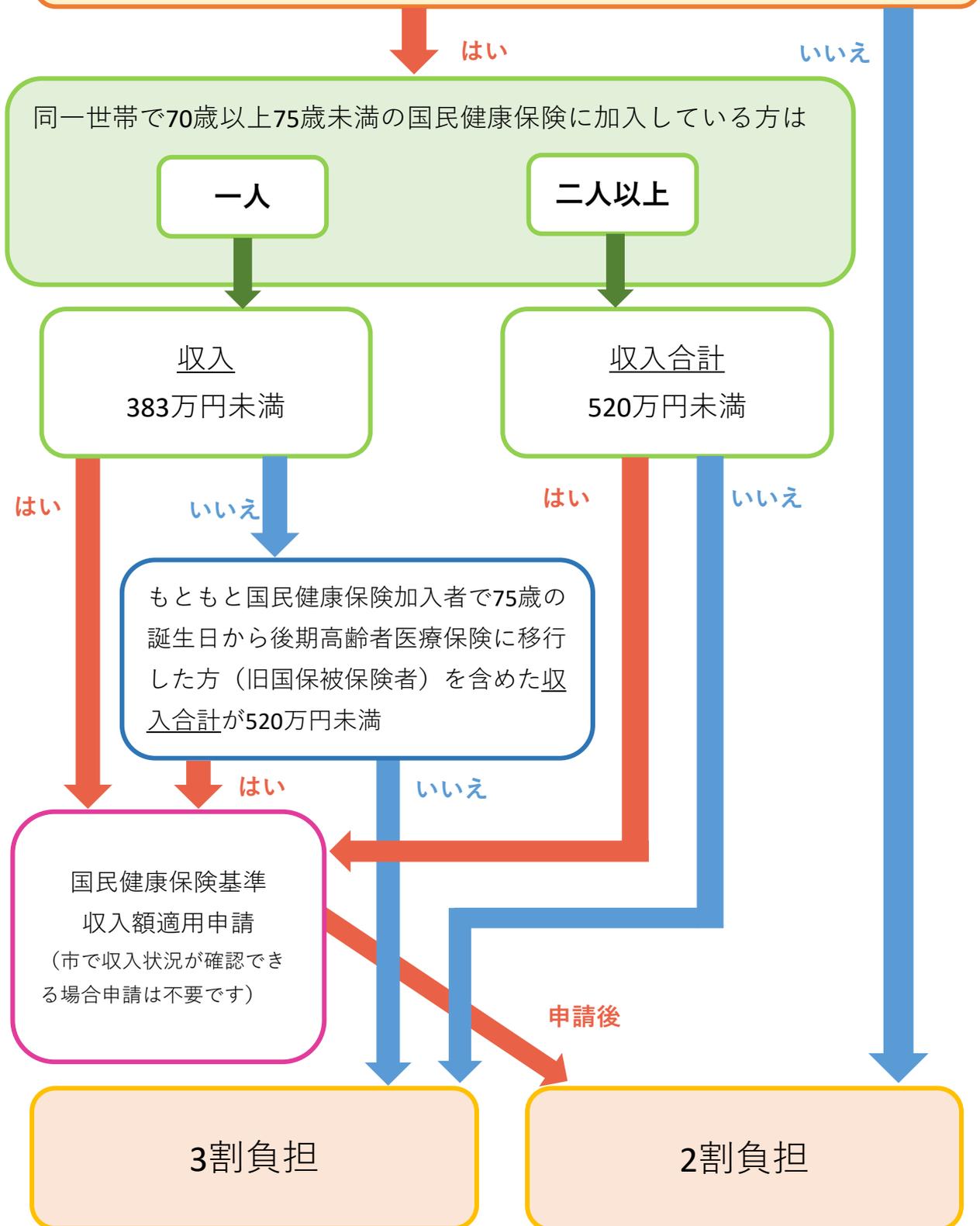


同一世帯に国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方に、住民税課税所得金額（課税標準額）が145万円以上の方がいる



※世帯内の70歳以上75歳未満の国保加入者全員の前年（1月から7月は前々年）の基礎控除後の総所得金額の合計（それぞれの方の所得から基礎控除を引いた額の合計）が210万円以下の場合には2割負担となります。